

名古屋市における再犯防止の取組について

令和3年9月14日（火）

名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

課長 渡邊英一

本日まで説明する内容

①本市における取組の経緯

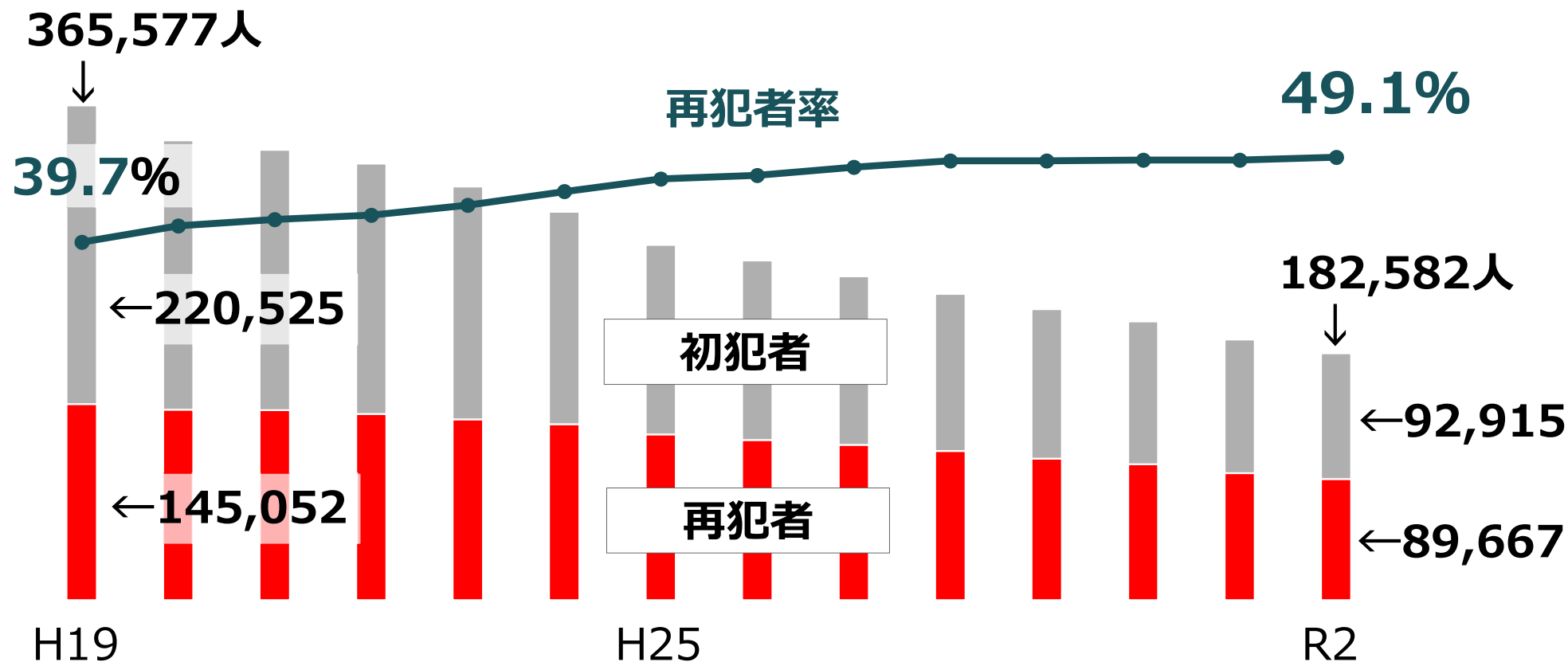
②本市再犯防止推進モデル事業について

③本市再犯防止推進計画（案）の概要

④まとめ

①本市における取組の経緯

刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率（全国）



初犯者数の減少と比較して再犯者数は減少幅が小さい
犯罪抑止のため、再犯防止対策の重要性が増している

主な経緯

28. 12 再犯の防止等の推進に関する法律施行

- ・地方公共団体が再犯防止施策を実施する責務等が明記

29. 12 再犯防止推進計画 閣議決定

- ・「地域再犯防止推進モデル事業」公募開始（30. 3～）

30. 8 第1回名古屋市再犯防止推進モデル事業検討会議

30. 9 第1回名古屋市再犯防止にかかると有識者懇談会

30. 10 法務省と契約締結

31. 1 名古屋市再犯防止推進モデル事業開始

- ・事業期間：R2. 6まで（1年6ヶ月）

R3. 2 市民報告会（オンライン配信）

R4. 3 名古屋市再犯防止推進計画策定・公表（予定）

モデル事業を実施するまで

地方検察庁、保護観察所からのヒアリング

- 本市が再犯防止に取り組むことへの期待感を示される
（県内の起訴猶予者の半数近くは本市の市民）
- 国による取組のみでは限界がある（窓口への同行は出来ても、その後の継続支援はできない）
- 対象者には高齢や障害（疑い含む）など、複合的な課題を抱えている人が多く、福祉へのつなぎとアフターフォローが大きな課題となっている

<本市の主な支援窓口>

地域包括支援
センター

障害者基幹
相談支援
センター

仕事・暮らし
自立サポート
センター

子ども・若者
総合相談
センター

区役所
民生子ども課
(生活保護)

精神保健福祉
センター

区役所
保健センター

発達障害者
支援センター

- 抱える課題を総合的にアセスメントして必要な支援につなぐ機能はなく、それぞれの役割の範囲で支援を行う
- 支援を拒否するなど、必要な支援へのアクセスが困難な人が少なくなく、支援を受けるまでのハードルが高い

国・都道府県・市町村の役割分担

- 出口支援については、国と都道府県（地域生活定着支援センター）による支援体制が構築されている
- 入口段階（刑務所に入って地域との縁が切れてしまう前）で、住民が地域で生活が続けられるよう支援サービスを提供することが市町村の役割
- ソーシャルインクルージョンに加え、地域で孤立することを防いで再犯を防止し、犯罪のない安心・安全な地域をつくる観点から取組を展開

②本市再犯防止推進モデル事業について

モデル事業の枠組み

地域の実態調査と
支援策の策定
(半年程度)

地域の実情に応じ
た取組の実施
(2年程度)

事業の効果検証
(半年程度)

テーマ設定

高齢・障害等

薬物依存

継続的な
就労確保

居場所の確保

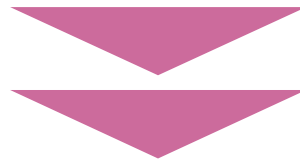
その他

基礎自治体としての役割

- 犯罪歴の有無に関わらず、支援を必要とする住民への的確な福祉・保健医療サービス等の提供
- 地域社会での孤立を防ぎ、困ったときにSOSを出せる寄り添い型の支援体制の整備

事業の特徴

司法と福祉の橋渡しをする専門のコーディネーター
機関を設置し、まずは本人とつながる



福祉へのつなぎと継続支援を通じて
地域での“息の長い”支援を行い、
再犯をしなくてすむ環境を整える

事業の概要

事業名

高齢者・障害者・若者を対象とする
伴走型入口支援

対象者

万引き等の比較的軽微な犯罪をして起訴猶予となった人のうち、福祉的支援を必要とする高齢者、障害者（疑い含む）、若者

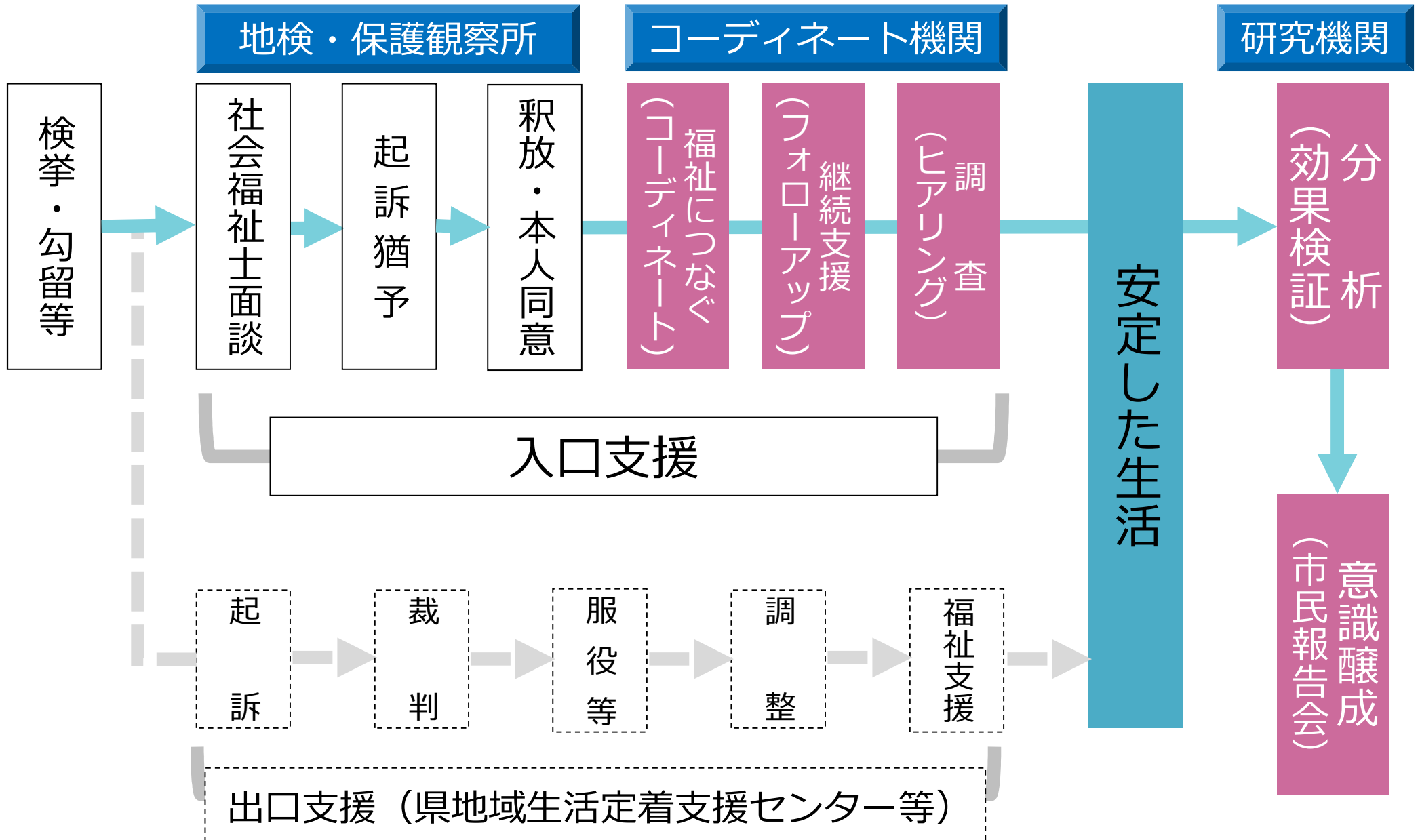
目的

社会的孤立を生まない地域の取組について考察し、地域における支え合いを促進し、地域の安心・安全に資する

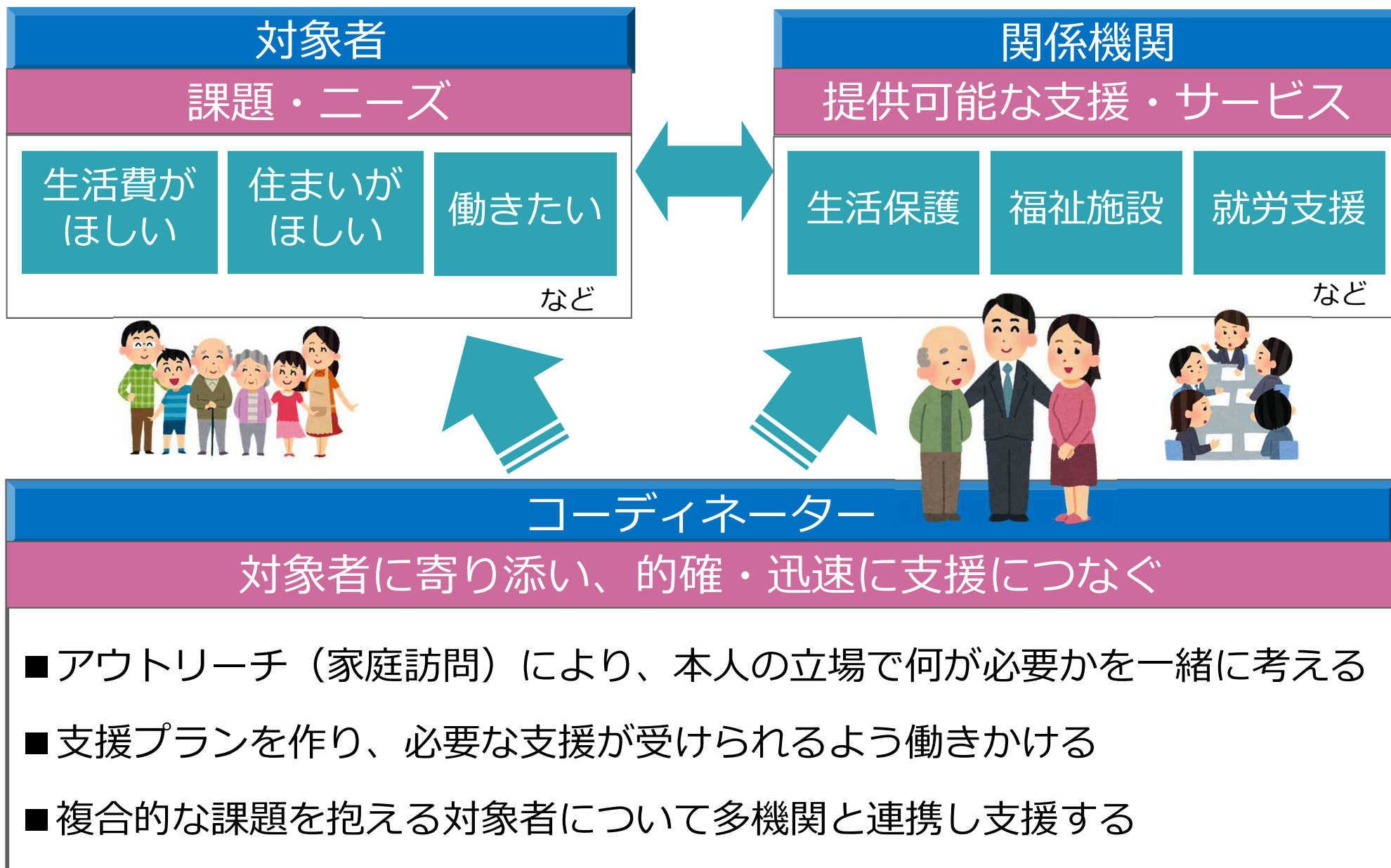
事業期間

平成31年1月～令和2年6月（1年半）

事業の流れ




コーディネーターの役割イメージ



対象者実数

想定
90 人



実績
82 人

高齢者 46 人、障害者 30 人（精神 21 人、知的 7 人、身体 2 人）、若者 6 人

事業をやってみて分かったこと

起訴猶予者が抱える課題は、その多くが本人の努力だけでは解決が難しく、重層的で根深い

支援事例 1

60代男性 精神障害 (万引き)

- アパートで一人暮らし
- うつ病（精神手帳2級所持）
- 生活保護受給
- 就労継続支援B型事業所通所

問題点・ニーズ等

- 将来を悲観し寂しさを紛らわせるため酒を飲んで万引き
- 逮捕前の生活に戻りたいとの希望あり
- 金銭管理や家事援助などのサービスが必要と思われる
- 金銭面に加え、孤立解消のための環境整備が必要

コーディネーターが行った支援

- 本人の希望に基づき、逮捕前に通所していた事業所へ戻れるよう手配
- 必要な支援を受けるため、関係者へ協力を依頼
- 支援者を集めてケース会議を開催
- 金銭管理の不安や認知機能の低下など複合的な課題を抱えており、様々な支援のコーディネートが必要

支援中のフォロー

42回

支援事例 2

30代女性 両耳難聴 (賽銭盗)

- 母、妹と3人暮らし
- 在宅事件
- 身体障害に加え知的障害の疑い
- 手帳なし
- 日常的に母親から暴力等あり

問題点・ニーズ等

- これまで全く福祉につながっていない
- 身体障害者手帳、療育手帳が取得可能な状態
- 母親の退職までに何らかの形で働きたいとの希望あり
- 母親との家族関係に問題あり

コーディネーターが行った支援

- 少年鑑別所の地域援助を活用した総合的なアセスメント
- 障害福祉サービスの調整、手帳の取得
- 関係機関（障害者機関相談支援センター、相談支援事業所）と連携した就労支援⇒B型事業所に通所
- 家族（主に妹）との対話
- 母親とは未だ対話できていないものの支援者が増えて生活の質が大きく向上

支援中のフォロー

16回

対象者の抱える課題

- ① 既存のサービスで対応可能
- ② 既存のサービスはあるにはあるが使いづらい
- ③ 既存のサービスそのものがない

①既存のサービスで対応可能な課題

- 病気（精神疾患含む）
- 金銭的困窮
- 金銭管理
- （要支援又は要介護）生活全般のサポートや相談支援、日中の居場所確保
- 就労支援
- 意思を伝えるのが困難
- 身内の介護 など



速やかに適切な機関や支援につなぐ

②既存のサービスはあるにはあるが使いづらい課題

- 住まいの確保
- 依存症支援
- 自殺企図
- 服薬管理
- 引きこもり など



既存のサービスを使えるよう担当者等に働きかける

③既存のサービスそのものがない課題

- 再犯の恐れがある（お金を払うのが勿体ない、罪の意識がない、犯罪につながる人間関係等）
- （日常生活自立）生活全般のサポートや相談支援、日中の居場所確保
- アンダーコントロール
- 自らSOSを出せない人への支援
- 家族関係 など



関係機関と連携し、サービスそのものをつくり出す

支援の継続

対象者一人あたり平均フォローアップ回数

【支援期間（原則6ヶ月間）通算】

16.6 回

- 相談支援、安否確認
- 関係機関との協議
- 申請支援
- 同行支援
- 家族への相談支援
- ケース会議
- 就労支援 など

支援中の再犯

合計 82名



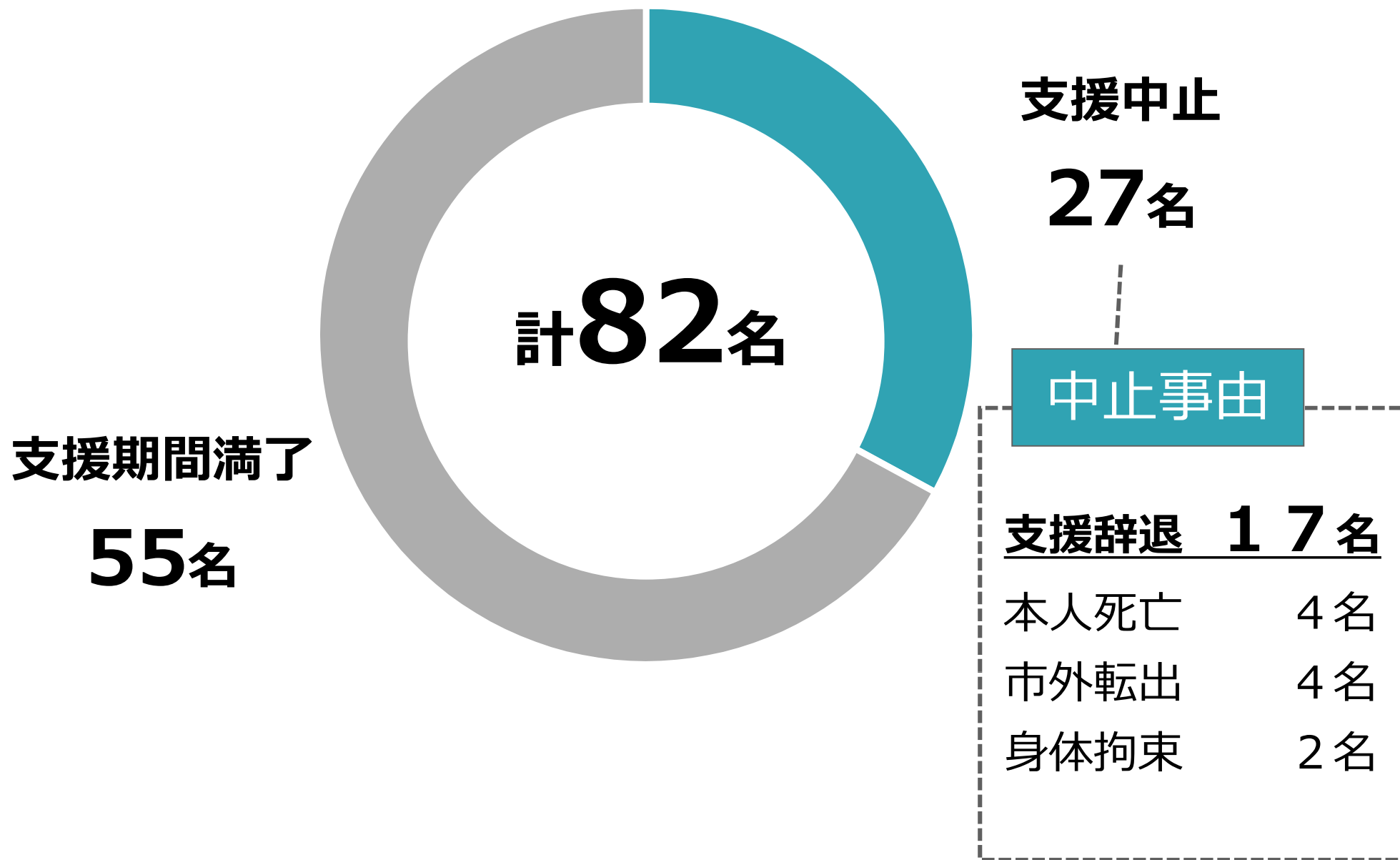
再犯率 28%

支援中に再犯を確認した人

支援中に再犯を確認しなかった人

- 再犯があっても粘り強く支援をする必要性
- 再犯をしたという「結果」だけにとらわれない
(支援したからと言ってすぐに再犯が収まるとは限らない)

支援の中止



事業の成果

対象者

刑事司法機関

- ・ 調整に使える時間が短い
- ・ 福祉の専門家でない
- ・ 同行支援や更生緊急保護は可能だが、長期支援は不可

地域の社会資源

- ・ 犯罪をした者等への支援実績や刑事司法の知識が十分でない
- ・ その機関の提供するサービスの範囲内で支援を実施



コーディネーターが介在

司法と地域の間に入り、
本人を中心として
必要な支援を実施

地域の社会資源を活用
できるよう働きかけ

伴走型の継続的な
フォローアップ

事業化に向けた主な課題

国や県との
役割分担

既存の福祉機関
との役割分担

支援の担い手へ
の引継ルール

事業の担い手の
確保

③本市再犯防止推進計画（案）の概要

位置付け・期間（予定）

- 国の計画を踏まえ、単独計画として策定
- 令和4年度～令和9年度までの6年間
（計画策定後3年を目途に中間評価を実施）
- 国や県との適切な役割分担を踏まえて策定

5つの重点課題

1 国・県・民間との連携による一貫した支援

2 住居・就労の確保

3 福祉・保健医療サービス等の提供

4 少年の非行防止・立ち直り支援

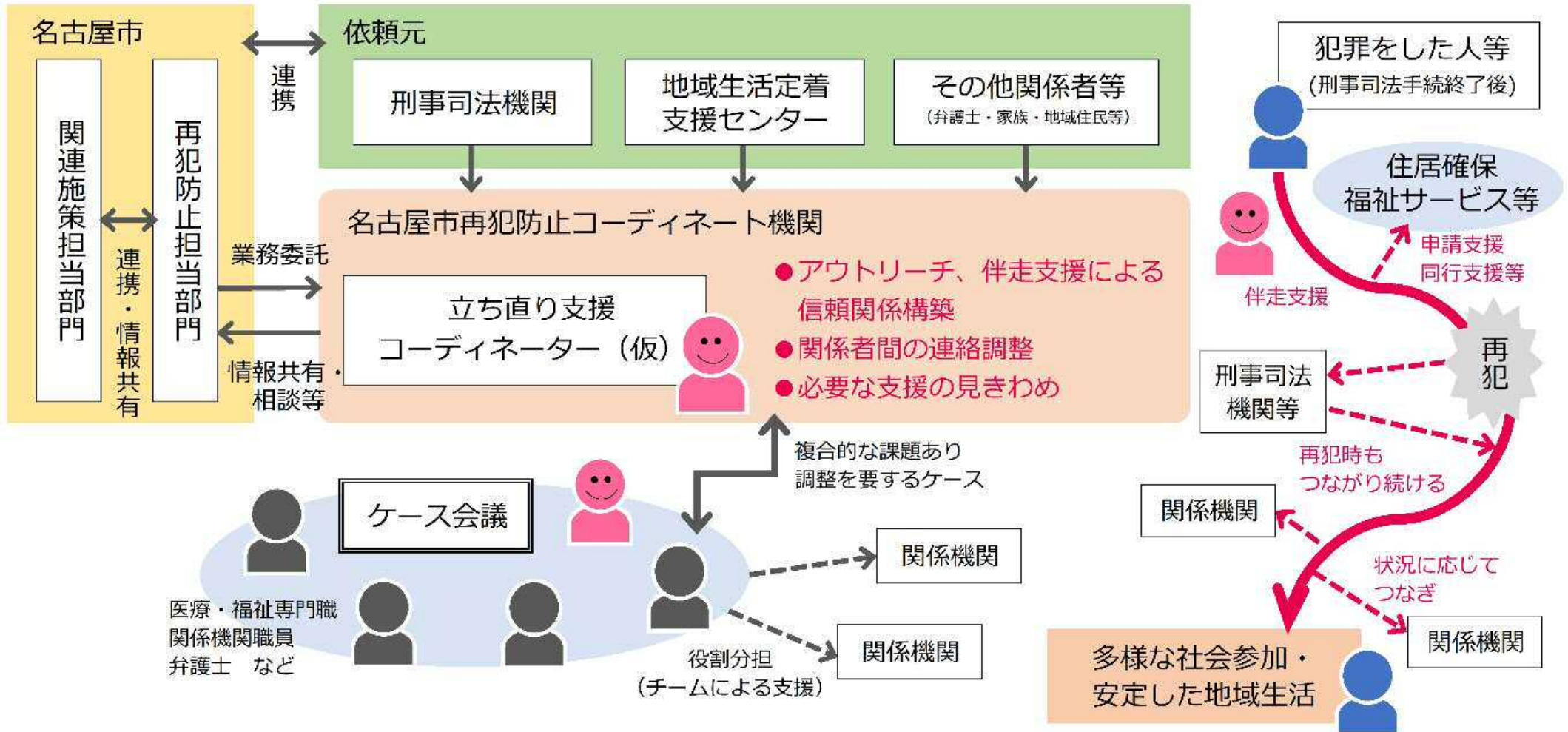
5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

1 国・県・民間との連携による一貫した支援

令和4年度以降の取組（予定）

- モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備を検討（コーディネート機関の設置等）
- コーディネート機関等を中心に関係機関の連携や課題の共有等を図るためのネットワーク構築を検討

支援イメージ (案)



2 住居・就労の確保

- 更生緊急保護終了後の円滑な住まい確保のため、住宅セーフティネット機能の強化や市営住宅等への入居機会の確保などを継続実施
- 高齢者、障害者、生活困窮者、若者など属性別の就労支援に加え、協力雇用主の社会貢献活動へのインセンティブを高め、社会的評価を向上させるための取組を検討

3 福祉・保健医療サービス等の提供

- 司法から福祉へのつなぎと伴走支援の融合により、地域での孤立を防ぐ支援体制の整備（重層的支援体制整備事業との連携）
- 薬物等の依存症を抱える人への支援
⇒精神保健福祉センターによる支援等の充実（保護観察所との連携強化等）
- 精神的な問題等を抱える人への配慮

4 少年の非行防止・立ち直り支援

- 子どもの権利擁護の視点からも取組の重要性を認識し、家庭と学校、関係機関が密接に連携して一体的な支援を実施
- 非行等により通学や進学を中断した少年が学びを継続するための取組を実施

5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

- 保護司を始めとする民間協力者に対し、本市の施策・事業等についての積極的な情報提供や連携の推進
- 保護司適任者確保への協力
- 再犯防止に関する市民や事業者等への広報・啓発活動



④まとめ

取組を進める上でやるべきこと

- 地方自治体単独では情報、知見が不足
⇒有識者・関係者からの意見の吸い上げが重要
（方向性について教示いただけるキーマンの確保）
- 福祉的な視点は必須だが、福祉的支援（既存の福祉制度を用いての支援）だけでは支援ができないことも少なくない
⇒刑事司法機関と問題意識を共有し、何が必要か（社会資源のさらなる活用や充実など）を考える

その他①

■ 名古屋市再犯防止推進会議

再犯防止施策を総合的に推進するため、広く有識者や関係者から意見を聴取（計画策定後も年1回開催予定）

（主な構成員所属）

大学教授、弁護士、保護司、更生保護法人、県就労支援事業者機構、社会福祉士、精神保健福祉士、市社会福祉協議会、地域生活定着支援センター、地方検察庁、保護観察所 など

その他②

■ 関係部署との勉強会

モデル事業の実施にあたっての課題や具体的な支援策について協議するため、庁内ワーキンググループを2年間で3回実施

(オブザーブ参加)

地方検察庁、保護観察所、モデル事業受託法人

その他③

■ 近隣矯正施設への視察



令和3年7月
名古屋刑務所（愛知県みよし市）を視察

最後に

■ 課題の見極め

⇒ 地方計画の策定も含め、市町村が再犯防止に取り組むにあたっては、当該地域で課題となっていることを見極めることが肝要

■ 適切なアセスメントを行える体制づくり

⇒ 十人十色の支援（非常に手間がかかる）

⇒ 伴走者に負担が集中しないよう、初期に関係者が集まって集中的に支援方法を協議することや、医療的観点でのスーパーバイズなどを行う

ご清聴ありがとうございました
